

必ずお読みください

- ・下記の「1禁止事項」に一つでも該当する場合は使用許可できません。
- ・使用時に「2使用者の遵守事項」が守られないときは使用の停止又は許可を取り消すことがあります。

越谷市役所エントランス棟会議室等行政財産使用許可に係る禁止事項及び使用者の遵守事項

1 禁止事項

【越谷市役所エントランス棟管理規則第6条各号】

- (1)未成年者のみによる使用
- (2)暴力団又は暴力団員による使用又はそれらのものの利益となるおそれがあるもの
- (3)営利を目的としたもの
- (4)公序良俗を害するおそれがあるもの
- (5)騒音、振動又は悪臭を発生させるおそれがあるもの
- (6)エントランス棟の施設又は設備を毀損し、又は汚損するおそれのあるもの
- (7)宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とした使用
- (8)政治上の主義を推進若しくは支持し、又はそれに反対することを目的とした使用
- (9)特定の公職の候補者、公職にある者若しくは政党を推薦、支持又は反対することを目的とした使用

2 使用者の遵守事項

【越谷市役所エントランス棟管理規則第13条各号】

- (1) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。
- (2) 火気を使用しないこと。
- (3) エントランス棟の施設又は設備を毀損し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 使用許可を受けていない施設若しくは設備を使用し、又は備品等を移動しないこと。
- (5) 許可を受けずに、壁、柱等に貼り紙、釘打等をしないこと。
- (6) 市役所の執務時間において大きな音の発生を伴う行為をしないこと。
- (7) 騒音、怒声その他喧騒にわたる行為をし、又は他人に危害を及ぼす行為をしないこと。
- (8) その他エントランス棟の管理上必要な指示に従うこと。

【越谷市財産規則第22条第2項各号】

- (1) 使用の許可を受けた使用目的以外の目的で行政財産(エントランス棟会議室等)を使用しないこと。
- (2) 行政財産(エントランス棟会議室等)を他の者に使用させないこと。
- (3) 行政財産(エントランス棟会議室等)の原状を変更し、又は工作を加えないこと。
- (4) 使用許可の期間が満了し、又は使用許可を取り消されたときは、使用者の負担により行政財産(エントランス棟会議室等)を原状に回復すること。
- (5) その他市長が使用を許可するに当たって特に指示する事項に従うこと。